

宮 城 県 公 報

令和 7 年 7 月 29 日（火）
定期第 620 号

目 次

告示

- 家畜伝染病の発生（家畜防疫対策室）

公告

- 開発行為に関する工事の完了（建築宅地課）

公安委員会

- 宮城県公安委員会個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則
（警察本部総務課）

宮城県告示第474号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和 7 年 7 月 29 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 家畜伝染病の種類
ヨーネ病
- 2 畜種
牛（黒毛和種）
- 3 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数
患畜 1 頭
- 4 発生の場所又は区域
登米市
- 5 発生年月日
令和 7 年 7 月 17 日
- 6 患畜の取扱い
法令殺

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和 7 年 7 月 29 日

	宮城県知事 村 井 嘉 浩
1 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる 地域の名称	気仙沼市松崎片浜 77 番 1、78 番 2、79 番 2、80 番 1、80 番 2、80 番 3、80 番 4、81 番 1、81 番 2、 81 番 3、81 番 4、81 番 5、81 番 6 及び 82 番 1
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）	岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目 7 番 7 号 株式会社薬王堂

宮城県公安委員会規則第12号

宮城県公安委員会個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年7月29日

宮城県公安委員会委員長 星 倫市

宮城県公安委員会個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県公安委員会個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（令和5年宮城県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年宮城県条例第72号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条の見出し中「個人情報ファイル」を「個人情報ファイル簿」に改める。

第3条中「開示請求は」を「規定により提出する書面は」に改める。

第4条の見出し中「開示をする旨等の決定通知書」を「開示決定等通知書」に改める。

第7条第1項を次のように改める。

法第85条第1項の規定による移送は、保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について（別記様式第7号）によるものとする。

第9条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「閲覧若しくは視聴」を「閲覧、視聴若しくは聴取」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「法第87条第1項」の次に「及び前項第1号又は第2号」を加え、「閲覧し、又は視聴」を「閲覧、視聴若しくは聴取」に、「これを破損し」を「これを汚損し、破損し」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法第87条第1項に規定する行政機関等が定める電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の方法は、次に掲げる方法（公安委員会が現に使用している専用機器により行うことができるものに限る。）とする。

- (1) 当該電磁的記録の当該保有個人情報に係る部分（以下「対象部分」という。）を日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧又は交付
- (2) 対象部分を専用機器により出力若しくは再生したものの閲覧、視聴又は聴取
- (3) 対象部分を光ディスクに複製したものの交付

第10条中「法施行条例」を「条例」に改める。

第11条中「訂正請求は」を「規定により提出する書面は」に改める。

第15条第1項を次のように改める。

法第96条第1項の規定による移送は、保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について（別記様式第19号）によるものとする。

第17条中「利用停止請求は」を「規定により提出する書面は」に改める。

第21条の見出し中「諮問をした旨の通知」を「審査会への諮問」に改め、同条第1項中「別記様式第27号」を「別記様式第31号」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による宮城県個人情報保護審査会への諮問は、次の各号に掲げる審査請求の区分に応じ、当該各号に定める書面によるものとする。

- (1) 法第82条の規定に基づく開示決定等に係る審査請求 諮問書（別記様式第27号）
- (2) 法第93条の規定に基づく訂正決定等に係る審査請求 諮問書（別記様式第28号）
- (3) 法第101条の規定に基づく利用停止決定等に係る審査請求 諮問書（別記様式第29号）
- (4) 法第76条の規定に基づく開示請求、法第90条の規定に基づく訂正請求及び法第98条の規定に基づく利用停止請求に係る不作為に関する審査請求 諮問書（別記様式第30号）

第22条中「法施行条例」を「条例」に改める。

別記様式第2号、別記様式第14号及び別記様式第22号中「☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード」を「☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード」に、「運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード」を「運転免許証、個人番号カード」に、「被保険者証」を「被保険者証又は資格確認書」に改める。

別記様式第27号を別記様式第31号とし、別記様式第26号の次に次の4様式を加える。

別記様式第27号（第21条関係）

第 号
年 月 日

宮城県個人情報保護審査会会長 殿

宮城県公安委員会



諮 問 書

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条の規定に基づく開示決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づき諮問します。

(別紙)

1 審査請求に係る保有個人情報の名称等	
2 審査請求に係る開示決定等 (開示決定等の種類) ☐ 開示決定 ☐ 一部開示決定 (該当不開示条項) ☐ 不開示決定 (該当不開示条項)	(1) 開示決定等の日付及び文書番号 (2) 開示決定等をした者 (3) 開示決定等の概要
3 審 査 請 求	(1) 審 査 請 求 日 (2) 審 査 請 求 人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮 問 の 理 由	
5 参 加 人 等	
6 添 付 書 類 等	① 保有個人情報開示請求書（写し） ② 保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）（写し） 又は保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）（写し） ③ 審査請求書（写し） ④ 理由説明書 ⑤ 開示の実施を行った保有個人情報に記載された行政文書等（写し） ⑥ その他参考資料
7 諮問庁担当課 電話番号	

注 1 2の「（開示決定等の種類）」については、該当する開示決定等の口をチェックすること。

また、一部開示決定又は不開示決定の場合には、該当不開示条項（個人情報の保護に関する法律第78条第1項各号、同法第81条又は文書不存在）を記載すること。

2 4の「諮問の理由」の欄については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」「全部開示とすることが適当と考えるが、第三者の反対意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

3 6の⑥の「その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第11条の総代、同法第12条の代理人又は同法第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第83条第2項又は同法第84条の規定に基づく開示決定等の期限に係る通知の写し等である。

別記様式第28号（第21条関係）

第 号
年 月 日

宮城県個人情報保護審査会会長 殿

宮城県公安委員会 

諮 問 書

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条の規定に基づく訂正決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づき諮問します。

(別紙)

1 審査請求に係る保有個人情報の名称等	
2 審査請求に係る訂正決定等 (訂正決定等の種類) ☐ 訂正決定 ☐ 不訂正決定	(1) 訂正決定等の日付及び文書番号 (2) 訂正決定等をした者 (3) 訂正決定等の概要
3 審 査 請 求	(1) 審 査 請 求 日 (2) 審 査 請 求 人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮 問 の 理 由	
5 参 加 人 等	
6 添 付 書 類 等	① 保有個人情報訂正請求書（写し） ② 保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）（写し） 又は保有個人情報の訂正をしない旨の決定について（通知）（写し） ③ 審査請求書（写し） ④ 理由説明書 ⑤ その他参考資料
7 諮 問 庁 担 当 課 電話番号	

注 1 2の「（訂正決定等の種類）」については、該当する訂正決定等の口をチェックすること。

2 4の「諮問の理由」の欄については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

3 6の⑤の「その他参考資料」とは、例えば、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第11条の総代、同法第12条の代理人又は同法第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第94条第2項又は同法第95条の規定に基づく訂正決定等の期限に係る通知の写し等である。

なお、審査請求人から訂正請求の趣旨及び理由を根拠付ける資料が提出されている場合には、当該根拠資料を添付すること。

別記様式第29号（第21条関係）

第 号
年 月 日

宮城県個人情報保護審査会会長 殿

宮城県公安委員会 

諮 問 書

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条の規定に基づく利用停止決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づき諮問します。

(別紙)

1 審査請求に係る保有個人情報の名称等	
2 審査請求に係る利用停止決定等（利用停止決定等の種類） ☐ 利用停止決定 ☐ 不利用停止決定	(1) 利用停止決定等の日付及び文書番号 (2) 利用停止決定等をした者 (3) 利用停止決定等の概要
3 審 査 請 求	(1) 審 査 請 求 日 (2) 審 査 請 求 人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮 問 の 理 由	
5 参 加 人 等	
6 添 付 書 類 等	① 保有個人情報利用停止請求書（写し） ② 保有個人情報の利用停止をする旨の決定について（通知）（写し）又は保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について（通知）（写し） ③ 審査請求書（写し） ④ 理由説明書 ⑤ その他参考資料
7 諮 問 庁 担 当 課 電話番号	

注1 2の「（利用停止決定等の種類）」については、該当する利用停止決定等の口をチェックすること。

2 4の「諮問の理由」の欄については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

3 6の⑤の「その他参考資料」とは、例えば、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第11条の総代、同法第12条の代理人又は同法第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第102条第2項又は同法第103条の規定に基づく利用停止決定等の期限に係る通知の写し等である。

なお、審査請求人から利用停止請求の趣旨及び理由を根拠付ける資料が提出されている場合には、当該根拠資料を添付すること。

別記様式第30号（第21条関係）

第 号
年 月 日

宮城県個人情報保護審査会会長 殿

宮城県公安委員会



諮 問 書

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）〔第76条の規定に基づく開示請求・第90条の規定に基づく訂正請求・第98条の規定に基づく利用停止請求〕に係る不作為について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づき諮問します。

(別紙)

1	〔開示請求・訂正請求・利用停止請求〕に係る保有個人情報 の名称等	
2	審査請求に係る〔開示請求・ 訂正請求・利用停止請求〕	(1) 〔開示請求・訂正請求・利用停止請求〕の日付 (2) 〔開示請求・訂正請求・利用停止請求〕の宛先
3	補正に要した日数及び〔開示 決定等・訂正決定等・利用停止 決定等〕の期限	
4	審 査 請 求	(1) 審 査 請 求 日 (2) 審 査 請 求 人 (3) 審査請求の趣旨
5	諮 問 の 理 由	
6	参 加 人 等	
7	添 付 書 類 等	① 〔保有個人情報開示請求書・保有個人情報訂正請求書・保有個人情報利用停止請求書〕（写し） ② 審査請求書（写し） ③ 理由説明書 ④ その他参考資料
8	諮 問 庁 担 当 課 電話番号	

- 注 1 1の「〔開示請求・訂正請求・利用停止請求〕に係る保有個人情報の名称等」の欄については、開示請求の場合には当該開示請求に係る保有個人情報の名称を、訂正請求又は利用停止請求の場合には当該訂正請求又は利用停止請求に係る保有個人情報の名称を記述すること。
- 2 3の「補正に要した日数及び〔開示決定等・訂正決定等・利用停止決定等〕の期限」の欄については、補正を求めた場合には当該補正に要した日数を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）〔第83条第2項・第94条第2項・第102条第2項〕の規定による期間の延長を行った場合には〔開示決定等・訂正決定等・利用停止決定等〕の期限を、〔法第84条の規定が適用された場合には残りの保有個人情報について開示決定等をする期限・法第95条又は法第103条の規定が適用された場合には訂正決定等又は利用停止決定等をする期限〕を、それぞれ記述すること。
- 3 5の「諮問の理由」の欄については、例えば、「開示請求から相当の期間（※）が経過していないと考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。
（※）行政不服審査法（平成26年法律第68号）第3条に規定する「相当の期間」を指す。以下同じ。
- 4 7の③の「理由説明書」においては、例えば、開示請求から相当の期間（※）が経過していないと考える理由について、法第84条の規定が適用された場合には、同条を適用した理由、同条の「相当の期間」として設定した期間の妥当性などを具体的に記述すること。
- 5 7の④の「その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や、行政不服審査法第11条の総代、同法第12条の代理人又は同法第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、法第83条第2項又は法第84条の規定に基づく開示決定等の期限に係る通知の写し等である。

第 年 月 日 号

様

宮城県公安委員会 印

宮城県個人情報保護審査会への諮問について（通知）

年 月 日付けの宮城県公安委員会に対する審査請求について、下記のとおり宮城県個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有 個人情報の名称等	
審査請求に係る〔開示決定等・ 訂正決定等・利用停止決定等〕	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問年 月 日	年 月 日

注1 「審査請求に係る〔開示決定等・訂正決定等・利用停止決定等〕」の欄については、〔開示決定等・訂正決定等・利用停止決定等〕の日付及び文書番号、〔開示決定等・訂正決定等・利用停止決定等〕をした者並びに〔開示決定等・訂正決定等・利用停止決定等〕の種類（開示決定、不開示決定等）を記載すること。

【連絡先】

電話番号：

附 則

この規則は、公布の日から施行する。